

令和7年1月31日

## 上申書

### （令和7年1月28日付上申書の訂正版）

（但し、訂正部分を青縦線で示す）

原告訴訟代理人 弁護士 升永 英俊

東京高等裁判所第24民事部 御中

原告は、謹んで、標記につき下記Ⅰ、Ⅱのとおり主張すべく、上申します。

記

Ⅰ

- ① **憲法前文第1項、第2文**は、「そもそも**国政**は国民の厳粛な**信託**によるものであって、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民が享受する。」と定める。

- ② **「受託者の信託の利益の享受の禁止」**は、**「信託の基本法理」**

である（①**信託法8条**く「受託者は、受益者として信託の利益を享受する場

合を除き、何人の名義をもってするかを問わず、信託の利益を享受することができない。」及び②橋本基弘中央大学教授論文「信託行為としての日本国憲法」（法学新報 127 (5-6), 433-459, 2021-03-24）（別紙 1）参照）。

- ③ よって、受託者（但し、国民（＝主権者）の**国会における代表者**）は、**信託の利益**（即ち、ここでは、**国政の利益**（＝選挙区割規定の立法から得る利益））を**享受してはいけない**。

換言すれば、信託の基本原則（「受託者の信託の利益の享受の禁止」）に照らして、国会議員は、自らの当選に有利になるように、投票価値の較差の変動を伴う選挙区割規定の立法をしてはならない。

**平成 25.11.20 最高裁大法廷判決（衆）**が、

「その一連の過程を実現していくことは、**多くの議員の身分にも直接関わる事柄**であり、平成 6 年の公職選挙法の改正の際に人口の少ない県における定数の急激かつ大幅な減少への配慮等の視点から設けられた 1 人別枠方式によりそれらの県に割り当てられた定数を削減した上でその再配分を行うもので、制度の仕組みの見直しに準ずる作業を要するものということができ、立法

の経緯等にも鑑み、国会における合意の形成が容易な事柄ではない

といわざるを得ない。」(強調 引用者)

と判示する(民集 67 卷 8 号 1524 頁)とおおり、(投票価値の較差の存否・変更を伴う)選挙区割規定の立法は、**国会議員の身分の得失**に係わる事項(即ち、国会議員と国民との間の**利益相反**に係わり得る事項)である。

④ ところが、**令和 5.1.25 最高裁大法廷判決(衆)**は「選挙制度の合憲性は、これら諸事情を総合的に考慮の上でなお、**国会に与えられた裁量権**の行使として**合理性を有するといえるか否か**によって判断される」と判示する(民集 77 卷 1 号 20 頁)。

⑤ 上記④の**令和 5 年最高裁大法廷判決(衆)**の判示は、上記①の憲法前文第 1 項、第 2 文の定め及び上記②の信託の基本原則(「受託者の信託の利益の享受の禁止」)に**完全に矛盾**し、かつこれらに**違反する**。

⑥ 上記⑤の主張は、上記④の**令和 5 年最高裁大法廷判決(衆)**の判示を**完全に否定する、決定打**である。

II

① 準備書面【弁論の要旨2】は、全世界のGDPの中で、日本のシェアが、

1995年で **17.6%** であったところ、2023年に、

**4.0%** に激減したこと（2024年11月石破首相所信表明演説

参照）を、**国難** と捉えて議論した。

更に言えば、【記者、識者が、日本が、現在、**国難**（=1995年で**17.6%**が、2023年に**4.0%に激減**）の中にあることに気が付いていないこと】が、更に**国難**である。即ち、2枚重ねの**国難**である。

② 原告は、裁判官がこの2枚重ねの**国難**を知れば、**裁判官が動く**と楽観している。

③ ここで、**国難**という言葉は、日本国民が**国難**に立ち向かう意味で、用いられる。鎌倉時代に、日本の武士は、元寇に抗して、**国難**を克服した。

④ **第1に**、日本国民が、【全世界のGDPのシェアの中で、日本は、1995年に、**17.6%**であったところ、2023年に、**4.0%**に激減した】と知り、

**第2に**、日本国民が、【現在、**非**人口比例選挙の日本が、他の5か国（米、英、独、仏、韓）と同じ人口比例選挙に変われば、他の5国と

**同じ土俵**（=**人口比例選挙**）に

立って、**国民の過半数の投票**で**政権**

**交代**を行い、下向きのベクトルを上向きのベクトルに変える【と知れば、

日本国民は、この**国難**を克服できる。

- ⑥ この**国難**に抗するために、裁判官は、『憲法は、出来る限りの人口比例選挙と要求する』旨判決できる。
- ⑦ **同判決は、日本の歴史に刻まれる。**

以上